安中市市税条例の一部改正について

新旧対照表	(下線部は改正箇所)
現行	改正案
附則	附則
(新設)	(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の
	<u>特例)</u>
	第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附
	則第4条の4第4項に規定する特例損失金額(以下こ
	の項において「特例損失金額」という。)がある場
	合には、特例損失金額(同条第4項に規定する災害
	関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書
	<u>の提出の日の前日までに支出したものに限る。以</u>
	下この項及び次項において「損失対象金額」とい
	う。)について、令和5年において生じた法第314
	条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、こ
	の条例の規定を適用することができる。この場合
	において、第34条の2の規定により控除された金額
	に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以
	後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日
	の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例
	の規定の適用については、当該損失対象金額が生
	じた年において生じなかったものとみなす。
	2 前項前段の場合において、第34条の2の規定によ
	り控除された金額に係る損失対象金額のうちに同
	項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第
	48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4
	条の4第4項に規定する資産について受けた損失の
	金額(以下この項において「親族資産損失額」とい
	う。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該
	親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損
	失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の
	市民税に係るこの条例の規定の適用については、
	当該親族資産損失額が生じた年において生じなか
	<u>ったものとみなす。</u> 9 第1項の担定は 今和6年度公の第96条の9第1項
	3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項

又は第4項の規定による申告書(その提出期限後に おいて市民税の納税通知書が送達される時までに (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法<u>附則第4条の4第3項</u>の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法<u>附則第4条の4第3項</u>の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

提出されたもの及びその時までに提出された第36 条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定 の適用を受けようとする旨の記載がある場合(こ れらの申告書にその記載がないことについてやむ を得ない理由があると市長が認める場合を含む。) に限り、適用する。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法<u>附則第4条の5第3項</u>の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法<u>附則第4条の5第3項</u>の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。